

# 生活保護費減額は違法

## 広島地裁判決 処分取り消し12件目



地裁前で「勝訴」を歓迎する原告や支援者ら=2日、広島市

国が2011~3年から行つた生活保護費の引き下げは違憲・違法とし、広島県内に住む生活保護利用者63人（現52人）が国や自治体に処分取り消しを求めた訴訟の判決が2

51人の処分を取り消し、一人の訴えを却下する判決を言い渡しました。

2014年に同地裁に提訴した裁判は、この間11人の原告が亡くなっています。裁判所前に「勝訴」「保護費引下げの違法性認められる」の2枚の幕が掲げられると、秋晴れの中、待ち受けていた原告や多くの支援者らが拍手し、「やった」と喜びの声を上げました。

判決は、デフレ調整として食費や光熱水費など生活扶助の基準を4・78%引き下げるという厚生労働大臣の判断を「裁量権の範囲を逸脱、乱用したものであり、生活保護法3

条、8条2項に違反

した。大浜寿美裁判長

は、生活扶助の支給額を減額する保護費更決定は違法であるとし、

51人の処分を取り下

す。裁判をたたかって

きた原告は、駆け付けた支援者らは大きな拍手を送りともに勝訴を

歓迎。津村健太郎弁護

団長は控訴されないこ

も踏まえ「今後も一段

と団結してがんばろう

う」と呼びかけました。

同種訴訟は全国29地

裁で起こされ、判決は

22件目。処分取り消しは12件目となりました。

活と健康を守る会連合会(大平俊子会長)と全

国生活と健康を守る会

連合会(全生連、吉田

松雄会長)は同日、た

だちに保護基準を減額

前に戻すよう求める会

長声明を出しました。

声明では、全国29地

裁で起こされた同種訴

訟で、減額処分の取り

消しを求める判決は今

回で12件目になると指

摘しています。

日本共産党の藤井敏子県議や広島市議団が、地裁前や報告集会に参加しました。

基準減額前に

広島県生健会  
金生連が声明

昨年5月の熊本訴訟以降は11勝2敗と原告が勝ち越し、原告勝訴の流れは明確になっていふと強調。国に対し、「判決を重複(しんし)に受け入れ、原告の主張を認め控訴を断念し、引き下げる基準に戻すこと」を強く要求する」としていま

す。

広島地裁が2日に生

活保護基準減額処分を取り消す判決を出した

ことをつけ、広島県生